

義務教育就学児医療費助成制度改正
に伴う請求方法の変更点について

(調 剤)

平成21年10月

東京都国民健康保険団体連合会

1. 平成21年10月調剤分以降、義務教育就学児医療費助成制度の助成内容変更について

平成21年10月調剤分から、義務教育就学児医療費助成制度（以下「マル子」という。）の助成内容が下記のとおり変更となります。

<変更内容>

項 目	内 容
助成の範囲	入院については医療保険の自己負担額までを助成、通院（調剤及び訪問看護を除く。）については自己負担限度額から一部負担金相当額（通院1回につき200円（上限額））を控除した額が助成されます。
	高額療養費が支給される場合は、入院については自己負担限度額を助成、通院（調剤及び訪問看護を除く。）については自己負担限度額から一部負担金相当額（通院1回につき200円（上限額））を控除した額が助成されます。
	食事療養標準負担額は助成されません。（従来どおり）
公費負担者番号	市町村部において、所得制限内の自己負担なしの場合は現在「88133×××」を使用していますが、平成21年10月診療分から「88137×××」に変更となります。 （特別区部は引き続き「88133×××」） これにより、『患者負担あり』が「88131×××」「88134×××」になり、『患者負担なし』が「88133×××」「88135×××」「88137×××」となります。
患者負担額	入院、調剤、訪問看護については患者負担額なし。 医科外来、歯科外来については通院1日につき200円（上限額）の負担。

明細書記載方法等については、次ページ以降に請求事例を作成いたしましたので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

【事例1】

調剤報酬明細書

平成 21 年 10 月分 県番 13

都道府 薬局コード
県番号

00.0000.0

4	1	3	1	2	8
調剤	国	後期	単独	本外	高外
2	公費	4	3	4	6
		退職	併	外	高外
			3	6	7
			併	外	

公費負担者番号①	8	8	1	3	×	×	×	×	×	公費負担医療の受給者番号①	1	2	3	4	5	6	9
公費負担者番号②										公費負担医療の受給者番号②							

保険者番号	1	3	9	9	9	9	給付割合	1098
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号	12-34 5678							

氏名	○○ ○○	特記事項	
性別	男	職務上の理由	1 職務上 2 下船後3ヶ月以内 3 通勤災害
年齢	2女 1明 2大 3昭 4平 12・3・4 生		

保険薬局の所在地及び名称
○○○○薬局

保険医療機関		保険医氏名	1.	6.	受戻回数	4
			2.	7.	公費①	4
			3.	8.	公費②	
			4.	9.		
			5.	10.		

医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数			公費分点数
			医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単位薬剤料		調剤料	薬剤料	加算料	
					点	点	点	点	点
					35		501		
					20		461		
					35		561		
					20		477		

【事例1】
 マル子【法別88（自己負担なし）】
 保険受付回数4回、公①受付回数4回で処方せんを受けた場合。

<費用計算>
 ①医療保険
 2,000点×7割=14,000円
 ②マル子
 2,000点×3割=6,000円
 ③患者負担
 0円

マル子の調剤分については全て
 (88133***, 88135***,
 88131***, 88134***, 88137***)
 患者負担額なしとなりました。

摘要	※高額療養費 円 ※公費負担点数 点 ※公費負担点数 点								
保険請求点	※決定点	一部負担金額	円	調剤基本料	点	時間外等加算	点	薬学管理料	点
2,000		減額 割(円)免除・支払猶予							
公費①	※	点							
公費②	※	点							

※印欄は記入しないで下さい。
20・5改正

お問い合わせ先

東京都国民健康保険団体連合会

企画事業部 管理課 管理係

TEL 03-6238-0321 (ダイヤル)